「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を 定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかに するとともに、施策の基本となる事項及び自転車損害賠償責任保険等への 加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及 び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる 地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨・解説】

本条例を制定する目的を定めたものであり、自転車の安全で適正な利用の促進に関して、基本理念を定め、県をはじめとする各主体の責務又は役割を明確にし、施策の基本的事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものである。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。
 - (3) 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
 - (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現 に監護するものをいう。
 - (5) 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (6) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
 - (7) 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。
 - (8) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、 同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各 種学校をいう。

【趣旨・解説】

- 本条例における用語を定義したものであり、他の法令による定義と同様としている。
- 第2号の「自転車損害賠償責任保険等」とは、自転車で歩行者とぶつかり 怪我をさせた場合など、自転車利用者が加害者側となり、歩行者等の被害者 に対する民事上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、加害者が被害者 に損害賠償を行うための金銭負担を補償する保険や共済をいう。

自転車損害賠償責任保険等については、

- 個人が通勤や通学等で自転車を用いる場合※ 自転車利用者が未成年の場合に加入義務が生じる保護者を含む。
- ・ 宅配サービスや外回りの営業など、事業活動のために自転車を利用して いる事業者の場合
- ・ 自転車貸付業者(シェアサイクル会社やレンタサイクル会社等)の場合 とで、それぞれ加入する保険の種類や補償内容が次のとおり異なることか ら、注意が必要である。

【個人が通勤や通学等で自転車を用いる場合】

次の名称の保険等が該当する。

- 自転車向けの保険(共済)
- 自動車、火災、傷害保険(共済)等に特約として付帯する「日常生 賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等
 - ※ 「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、契約者本人だけでなく、契約者本人と同居している家族や、生計を一にする別居の未婚の子(親元を離れ、親から仕送りを受けて生活している大学生など)も対象範囲であることが殆どであるため、家族全員の契約内容をよく確認することが重要である。
- クレジットカードに付帯する個人賠償責任補償
- ・ 会社等の団体構成員向けの保険や、PTA・学校が窓口となる保険
- ・ 自転車の車両に付帯したTSマーク保険(点検基準日から1年間)

【宅配サービスや外回りの営業等、事業活動のために自転車を利用している 事業者の場合】

- ・ 事業者向けの「施設賠償責任保険」等の名称で販売されている保険商 品等(事業者が従業者に自転車を利用させる場合も含まれる。)
- ・ 自転車の車両に付帯したTSマーク保険(点検基準日から1年間)も 該当する。

【自転車貸付業者(シェアサイクル会社やレンタサイクル会社等)の場合】

・ 「施設賠償責任保険」等の名称で販売されている保険商品等が該当す

るが、一般的に、事業者側の整備不良等が原因である自転車事故は補償対象となる一方、もっぱら借受人の不注意等に起因する自転車事故は補償対象とならないので、整備不良等のほか借受人の不注意等が原因である場合にも補償対象とするよう、個別に保険会社等と相談して加入する必要がある。

- ・ 自転車の車両に付帯したTSマーク保険(点検基準日から1年間)も 該当する。
- 第7号の「自転車貸付事業者」への該当性については、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けているかどうかで判断すべきであり、レンタサイクル・シェアサイクル事業者はもとより、シェアサイクルを運営する市町村や継続的にレンタサイクルのサービスを行うホテル等も対象になる。
 - 一方で、友人同士の自転車の貸し借りなど一時的な自転車のレンタルで、 反復継続性が想定されないようなものは対象外である。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な 社会づくりに資するものであるという認識のもとに行われなければなら ない。

【趣旨・解説】

本条例の基本理念について規定したものであり、交通事故のない安全で安心な社会づくりに向けて、自転車の安全で適正な利用を促進しなければならないことについて規定したものである。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(次条及び第7条において「基本理念」 という。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を 策定し、及び実施するものとする。

【趣旨・解説】

- 県は条例制定の主体であり、自転車の安全で適正な利用に関する施策の策定と実施について、責任と義務があることから、責務として規定したものである。
- 「県」については、知事部局のみならず、県教育委員会及び県警察も含む ものであり、三者が連携し、それぞれの所掌に応じて自転車の安全で適正な 利用に関する施策の策定と実施をするものである。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- 自転車は県民等にとって、身近で手軽な車両であり、日常的に自転車を利用する者のみならず、県民等は誰しも利用する可能性があるものと考えられることから、自転車の安全で適正な利用について、決して自転車利用者や行政だけの課題にとどまることなく、県民等もその重要性を認識し、一体となり取り組むよう努めるべく役割について定めたものである。
- 取組の例としては、県等による交通安全教育、広報啓発等を通じて、自転車の安全で適正な利用に理解を深めることのほか、家庭、地域等における相互の声かけによる自転車の安全で適正な利用に関する注意喚起、交通安全県民運動における広報啓発への協力等、県民等がそれぞれの立場においてすることができる取組を想定している。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、自転車は車両(法第2条第1項第8号に規定する 車両をいう。以下この条において同じ。)であることを理解し、その運転 者としての責任を自覚するとともに、道路の交通に関する法令を遵守し て、他の歩行者及び車両が共に安全に通行することができるように配慮し なければならない。

【趣旨·解説】

- 自転車の安全で適正な利用を図るため、自転車利用者の「心構え」的意味 合いとして、自転車利用者の責務について規定したものである。
- 自転車利用者は、自転車が道路交通法に規定する「車両」であることを認識し、運転者としての責任を自覚した上で、道路交通法等に定められたルールを遵守し、他の歩行者や車両に留意して、危険や迷惑を及ぼすことなく、共に安全に通行することができるよう配慮することを義務として求めるものである。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、国、県、市町村及び関係団体が実施する自転車の安全で適正 な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- 事業者がその事業において自転車を利用するに当たって、安全で適正な利用を図るため、事業者の役割について定めたものである。
- 第1項では、事業で自転車を利用する場合、自転車の安全で適正な利用の 促進に努め、第2項では、職域での自転車の安全で適正な利用の促進に資す るべく、自治体等が実施する各種交通安全運動等の施策に協力するよう努め るものとしている。

(市町村等との連携等)

- 第8条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施すると きは、国、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。
- 2 県は、国、市町村及び関係団体が自転車の安全で適正な利用の促進に関 する施策を実施するときは、必要な協力を行うものとする。

【趣旨・解説】

- 自転車の安全で適正な利用に関する施策を効果的に実施するため、県と市 町村等との相互の連携について定めたものである。
- 第1項では、県が自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、国、市町村及び関係団体との連携に努め、第2項では、国、市町村及び関係団体が自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、県は必要な協力を行うものとしている。
- 関係団体とは、岡山県交通安全対策協議会をはじめとする、交通安全を目 的とし、自転車の安全で適正な利用の促進に協力する各種の団体を想定して いる。

(交通安全教育等)

- 第9条 県は、県民等に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する 交通安全教育、広報、啓発及び情報の提供を実施するものとする。
- 2 事業者は、自転車通勤者及び事業で自転車を利用する従業員に対して、 自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育及び情報の提供 を実施するよう努めるものとする。
- 3 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車を購入しようとする者 (第13条第1項及び第2項において「自転車購入者」という。)又は自転

車を借り受けようとする者(第 13 条第 5 項において「自転車借受者」という。)に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する情報の提供を 実施するよう努めるものとする。

- 4 学校の長は、児童、生徒又は学生に対して、自転車の安全で適正な利用 の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。
- 5 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用 の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

自転車ルール等に関する交通安全教育等は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るために重要であることから、各主体の特性に応じた交通安全教育等について次のとおり定めたものである。

○ 県(第1項)

県では、第4条と同様に、知事部局、県教育委員会及び県警察の三者が連携し、それぞれの所掌に応じて、広く自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、交通安全教育をはじめ交通安全運動等における啓発、各種広報媒体による広報を行うほか、事業者、自転車小売業者・貸付業者、学校の長、保護者、市町村、関係機関・団体等における交通安全教育又は広報啓発等に資する情報の提供等を行うものである。

○ 事業者(第2項)

通勤や事業における自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車通勤者や事業に自転車を利用する従業員に対して、朝礼、点呼等の機会を活用した交通安全教育をはじめ社内報への記事掲載、掲示板へのポスター掲示、チラシ配布など各事業所の実情に応じて工夫し、情報の提供に努めるものである。

○ 自転車小売業者、貸付事業者(第3項)

自転車購入者や自転車借受者に対して自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車の販売又は貸出の機会を通じて、購入者又は利用者に対して、声掛け、ポスターの掲示、チラシ配布等を活用した情報の提供に努めものである。

一 学校の長(第4項)

児童、生徒または学生に対して自転車の安全で適正な利用を促進するため、各校の実情に応じて工夫し、ホームルーム等の機会の活用、ポスターの掲示、チラシの配布など交通安全教育に努めるものである。

○ 保護者(第5項)

家庭において、自転車の安全で適正な利用を促進するため、監護する未成

年に対して、自転車の安全で適正な利用に関する技能や知識の習得などの指導に努めるものである。

(自転車の点検整備)

- 第 10 条 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自 転車貸付事業者は、その利用し、事業の用に供し、又は貸付けの用に供す る自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよ う努めるものとする。
- 2 保護者は、その監護する未成年が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- 自転車は日々の利用などにより、タイヤ・ブレーキパッドの摩耗、ブレーキワイヤーの伸び・切断などが生じる場合があり、こうした不具合や故障は、 交通事故につながる危険性があるため点検整備について定めたものである。
- 第1項では、自転車利用者等に対して点検整備の努力義務を定め、第2項では、未成年者には自転車の点検整備について必要な知識がないことが想定されることから、保護者に対して点検整備の努力義務を定めたものである。

(道路環境の整備)

第11条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等(法第71条第5号の5に規定する自動車等をいう。)が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

【趣旨·解説】

県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車のみならず、歩行者、自動車、原動機付自転車といったそれぞれの道路の利用形態に応じて安全に道路を利用することができるよう道路環境の整備に努めることについて定めたものである。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

- 第12条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この項において同じ。)は、 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転 車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車 損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りで ない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用

に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当 該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への 加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業 者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の 措置が講じられているときは、この限りでない。
- 4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

【趣旨・解説】

- 自転車利用者が加害者となる交通事故により、全国的に高額賠償事例が発生していることを踏まえ、被害者の経済的な救済はもとより加害者の経済的な負担の軽減も図るため、自転車利用者等に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務として定めたものである。
- 自転車利用者、自転車利用者が未成年である場合の保護者、事業者又は自 転車貸付事業者において加入すべき自転車損害賠償責任保険等の種類につ いては、第2条の【趣旨・解説】における自転車損害賠償責任保険等に関す る項目を参照されたい。
- 自転車損害賠償責任保険等への加入は義務とするが、罰則は設けないものである。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

- 第 13 条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転 車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自 転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提 供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自転車通勤者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償責 任保険等の加入への有無を確認するよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 自転車貸付事業者は、業として自転車を貸し付けるときは、自転車借受 者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関

【趣旨・解説】

- 自転車購入者の多くは、自転車小売業者から購入することが想定されることから、購入の機会を通じて、自転車購入者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や、加入の必要性等について説明することは、加入促進に重要であり、自転車小売業者(消費者に対する販売を業とする者全てを含む。規模等は問わない。)に対して、第1項では自転車購入者の自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努力義務を定め、第2項では未加入者や加入しているかどうか分からない者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を定めたものである。
- 確認の方法については、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の 保険証券等により確認することのほか、明示することが困難な場合や不明な 場合には、口頭による確認で構わない。
- 第2項の「加入に関する情報」とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や 特徴、その必要性、加入の義務化の内容等を指す。

なお、保険代理店ではない自転車販売店が、特定の保険会社や特定の保険 商品等について、当該保険会社の比較優位性や当該特定保険商品等の具体的 な保険料や保障内容等について詳しく説明し、来店者など第三者に当該保険 商品等の購入(保険加入)を勧めた場合、保険業法で禁じられた無登録募集 (保険代理店ではない者が保険契約の募集等を行うこと)に該当する可能性 がある。

このため、保険代理店ではない一般的な自転車販売店における具体的な情報提供のあり方としては、県、日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化等についてのパンフレット等を活用する。

- 事業者が、通勤に自転車を利用する従業者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や、加入の必要性等について説明することは、加入促進に重要であることから、事業者に対して、第3項では通勤の方法として自転車を利用する従業員がいるときは、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努力義務を定め、第4項では第2項を準用して、未加入者や加入しているかどうか分からない者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を定めたものである。
- 従業者への自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認等について は、保険証券等を直接確認することのほか、従業者と自転車損害賠償責任保 険等に加入していることを確認する誓約書等を交わすこと、保険証券等の明

示が困難な場合には、口頭による確認等でも足りる。

- 第4項での情報提供及び具体的な情報提供のあり方については、第2項の「加入に関する情報」に準じる。
- 第 12 条第 4 項において、自転車貸付事業者は、その貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないが、自転車貸付事業者が、自転車借受者に対し、自らが加入している保険の内容について情報提供することは、同借受者が条例に違反していないことの確認につながるとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について、同借受者に周知する機会にもなることから、第 5 項では自転車貸付事業者は借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努力義務を定めたものである。

(情報の提供等)

- 第14条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び 関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、 県民等に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必 要な措置を講じるものとする。
- 2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進を図るためには、単に条例による義務付けのみならず、加入の必要性、加入すべき保険の種類、内容等についての広報啓発等が重要であることから、第1項では、県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を販売する損害保険会社・共済事業者及び関係団体と連携し、加入促進に向けて、県民等に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるよう定めたものである。
- 県では、市町村等と連携し、自転車損害賠償責任保険等に関する加入義務 や加入の必要性、種類、内容等について、啓発活動や各種広報媒体による広 報等を通じて加入促進を図るものである。

また、ここにおいても第4条と同様に、知事部局、県教育委員会及び県警察の三者が連携し、それぞれの所掌に応じて自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた情報提供等をするものである。

○ 第2項では、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対

し、学校現場において機会を捉えて自転車損害賠償責任保険等への加入促進 を図ることは重要であることから、学校の長による情報提供について努める よう定めたものである。なお、学校の長による自転車通学生徒等の自転車損 害賠償責任保険等への加入状況の確認は不要である。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

県が推進しようとする自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策には、 予算を要するものもあることから、必要な財政上の措置を講じるよう努めることについて定めたものである。

(市町村条例との関係)

第 16 条 市町村の条例中に、この条例で定める規定に相当する規定がある場合は、当該市町村の区域においては、この条例の規定は適用しない。

【趣旨・解説】

市町村の条例中に、県の条例で定める規定に相当する規定がある場合には、 当該市町村の区域においては、当該住民に対して県条例、当該市町村条例によ り二重の規制を課すことがないよう、県条例の規定は適用しない(適用除外) こととしたものである。

(施行期日)

附則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条及び第 13 条の 規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

【趣旨・解説】

この条例は、公布とともに施行することとしているが、保険加入義務に関する第 13 条及び保険加入の確認に関する第 14 条の規定については、県民に新たな義務を課すことに関わることから、広く周知を図るとともに、保険未加入者の保険加入に向けて必要な期間を確保するため、半年後の施行とすることとしたものである。